

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月4日

【計算期間】 第2特定期間（自 平成20年9月9日 至 平成21年3月9日）

【ファンド名】 LM・現地通貨建てエマージング債券ファンド

【発行者名】 レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田島 廣久

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 藤田 剛志

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【電話番号】 03-5219-5700

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に新興国の公社債に実質的に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。

信託金の限度額は、信託約款の規定により5,000億円となっております。ただし、委託会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、契約型の投資信託です。格付は取得していません。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類及び属性区分は以下のとおりです。なお、商品分類表及び属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する分類及び属性を示します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株 式
		債 券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産
		資産複合

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株 式	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	あ り		
一般		日 本				
大型株						
中小型株	年 2 回					
債 券	年 4 回	北 米	ファミリー ファンド	あ り		
一般		欧 州				
公債						
社債	年 6 回 (隔月)	アジア				
その他債券		オセアニア				
クレジット属性						
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	な し		
その他資産 (投資信託証券 (債券・一般))		アフリカ				
資産複合	日々	中近東 (中東)				
資産配分固定型	その他	エマージング				
資産配分変更型						

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券に投資を行っておりますので、上記属性区分表の投資対象資産については、「その他資産（投資信託証券（債券・一般））」と表示しております。また、「債券・一般」とは、目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

属性区分表において当ファンドが該当する属性は、下記のとおりです。

投資対象資産	その他資産	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）当ファンドが該当する分類及び属性以外のものについての詳細は、社団法人投資信託協会のインターネットのホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

②ファンドの特色

ポイント

1

利回り期待

新興国の現地通貨建ての債券に投資します。
先進国通貨建ての債券よりも相対的に高い利回りの獲得を目指します。

ポイント

2

成長期待

新興国の通貨は相対的に高い経済成長を背景に、その価値の上昇が期待されます。なお、当ファンドは原則として、為替ヘッジは行いません。

ポイント

3

毎月分配

当ファンドは、組入債券の利子収入や売買益・評価益等を原資に、基準価額水準を勘案しながら、毎月分配を行うことを目指します。

投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債に投資を行います。

当ファンドの投資対象国



上記国名は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード・ディバーシファイド指数の構成 17 カ国です。なお、上記に記載した国は当ファンドへの組入れを保証するものではありません。また、指数構成国以外の国の債券に投資することもあります。

ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

- 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用は、レグ・メイソン・グループのウエスタン・アセットが行います。

運用会社のご紹介

レグ・メイソン・インク **LEGG MASON**
GLOBAL ASSET MANAGEMENT

- ・資産運用に特化した世界有数のグローバル運用グループ
- ・傘下に各地域や資産クラスに精通した運用子会社を持ち、債券・株式両分野でグループとして幅広い運用スタイルをご提供しています。
- ・設立:1899年、本社:米国メリーランド州
- ・運用資産残高:約6,324億ドル(約62兆円)*

ウエスタン・アセット

WESTERN ASSET

- ・世界有数の債券運用専門会社
- ・世界各地の多種多様な債券商品に対する深い専門知識を持ち、アクティブ運用に特化。
- ・レグ・メイソン・インクの100%子会社
- ・設立:1971年、本社:米国カリフォルニア州
- ・運用資産残高:約4,734億ドル(約47兆円)*

*2009年3月末現在(1米ドル=98.23円で換算)

組入債券の利子収入や売買益・評価益等を原資に、基準価額水準を勘案しながら、毎月分配を行うことを目指します。

- 原則として、毎決算時(原則として毎月8日、休業日の場合は翌営業日)に、分配方針に基づき分配を行います。

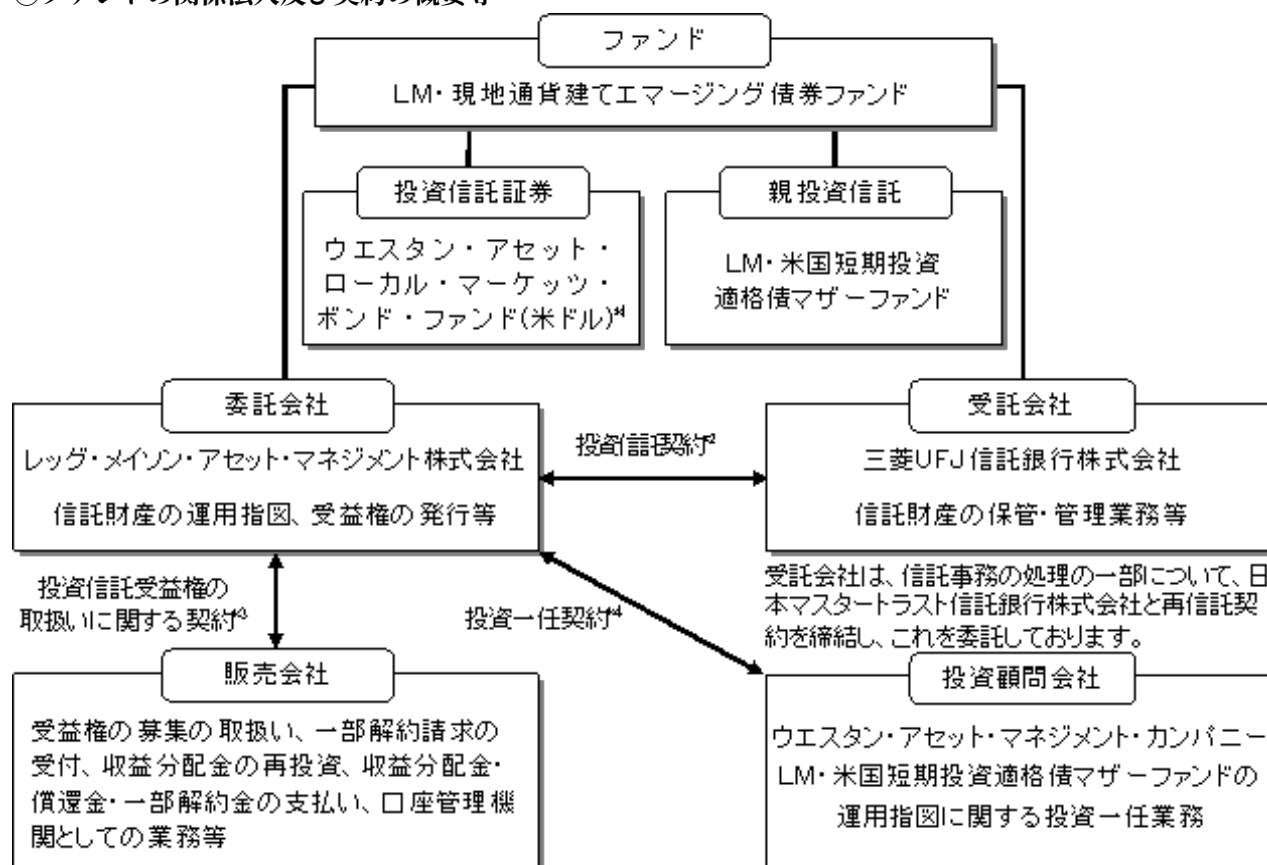
分配金受取イメージ



※ 上記はイメージであり、実際の分配金を保証するものではありません。また、分配金が支払われないことがあります。

(2)【ファンドの仕組み】

①ファンドの関係法人及び契約の概要等



(注)販売会社については、以下の照会先までお問合せください。

- ※1 「レグ・メイソン・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー ウェスタン・アセット・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(米ドル) クラスJ投資証券」の略称です。以下同じ。
- ※2 投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社の業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理並びに運用指図に関する事項等です。
- ※3 委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資並びに収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い等）等について規定しています。
- ※4 委託会社が投資顧問会社に「LM・米国短期投資適格債マザーファンド」の運用指図に係る権限を委託するにあたり、投資の基本方針の遵守、業務の内容、必要経費の負担に係る取決め、投資顧問報酬等について両者間で取り決めたものです。

<販売会社の照会先>

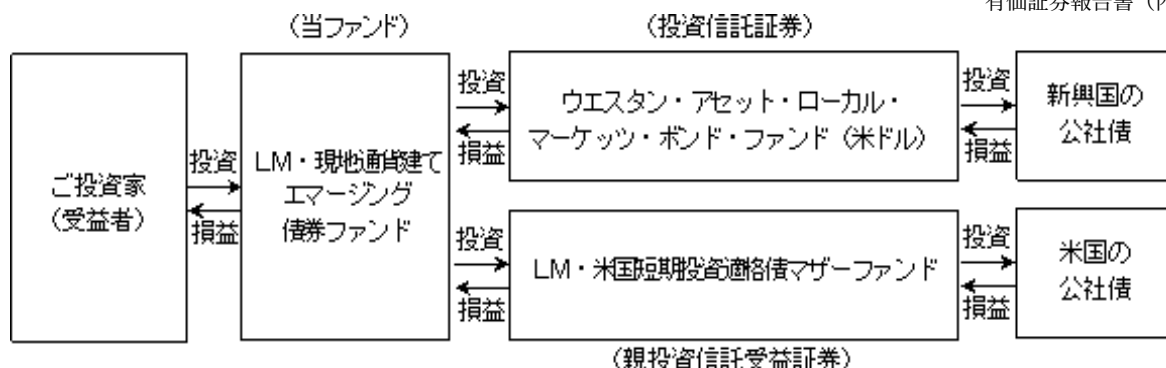
レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

②ファンド・オブ・ファンズ方式

当ファンドは、投資信託証券を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



（注）投資信託証券とは、投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の発行する投資証券をいいます。当ファンドでは、アイルランド籍投資法人の発行する投資証券及び親投資信託（マザーファンド）の受益証券に投資を行います。

③委託会社等の概況（平成21年6月4日現在）

a. 資本金の額

1,000百万円

b. 沿革

平成10年4月28日 ソロモン投信委託株式会社設立

平成10年6月16日 証券投資信託委託会社免許取得

平成10年11月30日 投資顧問業登録

平成11年6月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得

平成11年10月1日 スミス パーニー投資顧問株式会社と合併、

「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成13年4月1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成18年1月1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成19年9月30日 金融商品取引業登録

c. 大株主の状況

名称 レグ・メイソン・インク

住所 アメリカ合衆国メリーランド州ボルチモア市ライトストリート100

所有株式数 78,270株

持株比率 100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①運用の基本方針

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に新興国の公社債に実質的に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。

②主な投資対象

アイルランド籍投資法人の発行する米ドル建ての投資証券及び親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

a. 「レグ・メイソン・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー ウエスタン・アセット・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド（米ドル）」クラスJ投資証券

主に新興国の発行体による現地通貨建ての公社債に投資します。

b. LM・米国短期投資適格債マザーファンド受益証券

主として、米国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券等に投資します。

（注）上記ファンドを総称して「投資対象ファンド」ということがあります。

＜投資信託証券の選定方針＞

ウエスタン・アセット・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド（米ドル）については、現地通貨建ての有価証券に投資を行う等、投資対象及び投資方針が当ファンドの投資方針に適合し、かつ、運用者についても豊富な運用経験を持つことから投資対象として選定しました。

LM・米国短期投資適格債マザーファンドについては、上記ファンドを組入れた後の余裕資金の運用を主目

的としているため、ファンドの流動性を重視して投資対象として選定しました。

③当ファンドの参考指標

J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド（円ベース）＊

＊ 「J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド」は、J.P. Morgan Securities Inc.が公表する債券指数です。

④投資方針

- a. 上記②の投資信託証券を主要投資対象とし、主に新興国の公社債に実質的に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。
- b. 各投資信託証券への投資は、資金動向や市場動向等を勘案して決定するものとし、原則としてウェスタン・アセット・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド（米ドル）の組入比率は90%以上とすることを基本とします。
- c. 投資信託証券の合計組入比率は、原則として高位を維持します。
- d. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- e. 資金動向及び市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (イ)有価証券
 - (ロ)約束手形
 - (ハ)金銭債権
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (イ)為替手形

②運用の指図範囲等

- a. 委託会社は、信託金を、主として、アイルランド籍投資法人 レグ・メイソン・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー ウェスタン・アセット・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド（米ドル） クラスJ投資証券及びレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたLM・米国短期投資適格債マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - (イ)コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
 - (ロ)外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - (ハ)指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- b. 委託会社は、信託金を、上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - (イ)預金
 - (ロ)指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (ハ)コール・ローン
 - (ニ)手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

③投資対象とする投資信託証券について

- a. ウェスタン・アセット・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド（米ドル）

ファンド名	レグ・メイソン・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー ウェスタン・アセット・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド（米ドル） クラスJ投資証券＊ ¹
形態	アイルランド籍外国投資法人／米ドル建て投資証券

運用方針	1.主に新興国 ^{*2} の発行体による現地通貨建ての公社債に投資します。 2.国債、インフレ連動債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券を含む、幅広い種類の公社債に投資します。 3.取得する公社債の格付けに制限は設けません。
主な投資制限	他のファンドへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
運用管理報酬	なし
その他費用	管理事務、保管受託等の報酬（純資産総額に対して最大年率0.075%）がファンドから支弁されます。ファンドの設定費用、法務、名義書換、監査、印刷等の費用がかかります。 投資顧問会社の裁量において、取引コストを補いファンド資産を保護する目的で、ファンドの購入額または売却額に対して、最大2%の抛出が購入あるいは売却を行った投資家に課せられることがあります。
投資顧問会社	レグ・メイソン・インベストメンツ（ヨーロッパ）リミテッド
副投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド
管理事務代行会社	ピーエヌシー・グローバル・インベストメント・サービシング（ヨーロッパ）・リミテッド
保管受託銀行	ピーエヌシー・インターナショナル・バンク・リミテッド
決算日	毎年2月末

*1 クラスJ投資証券は、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されるシェアクラスです。

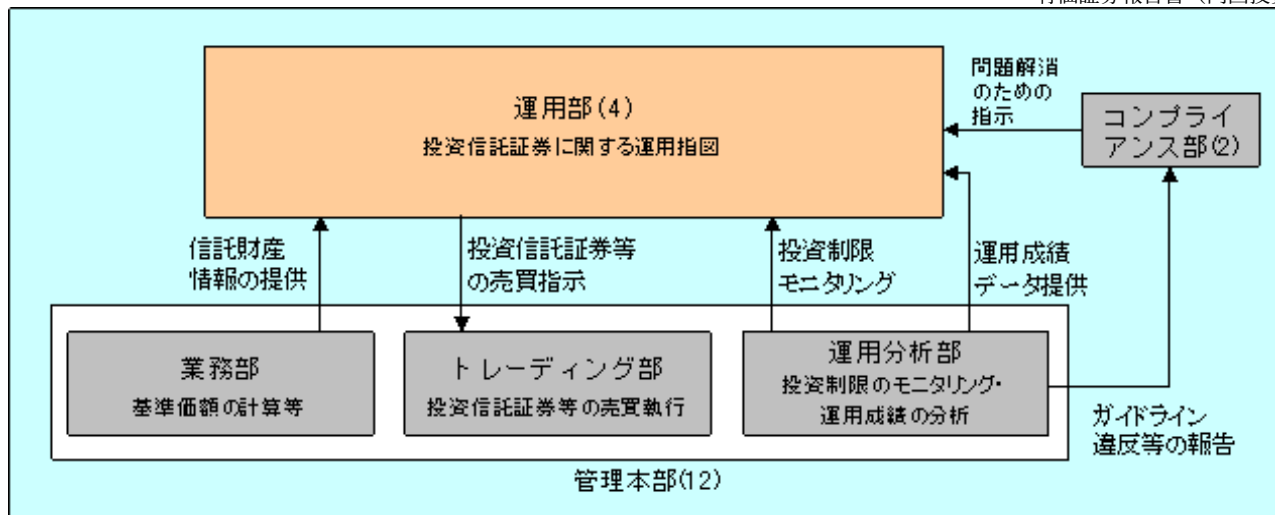
*2 取得時においてJ PモルガンEMBIグローバル指数の構成国であるか、世界銀行の定義における中所得国及び低所得国を指します。

b. LM・米国短期投資適格債マザーファンド

ファンド名	LM・米国短期投資適格債マザーファンド
形態	親投資信託（マザーファンド）
運用方針	1.主として米国の国債、政府機関債、事業債、モーゲージ担保債務証券等を含むモーゲージ証券、資産担保証券等を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。 2.金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクにその主たる収益の源泉を求めず、インカムゲインを主たる収益の源泉として、米ドル原資産における安定した運用成果を目指します。 3.主たる投資対象である個別債券は、原則としてS&P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスのうち1社以上の格付機関からBBB-/Baa3格以上の格付けを付与されているものとし、ポートフォリオの平均格付けはA-/A3格以上を維持します。 4.原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーションを、通常0.5年～1.0年（最大1.5年）とし、金利変動リスクの回避を目指します。 5.原則として米ドル建ての証券に投資します。したがって基準価額は、円と米ドルとの為替変動の影響を受けます。
主な投資制限	事業債への投資は、原則として純資産総額の25%以内とします。 BBB-/Baa格付けを付与されたまたは同等の信用を有する証券への投資は、原則として純資産総額の10%以内とします。
信託報酬	なし
その他費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受益者の立て替えた立替金の利息等が、信託財産から支払われます。
委託会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
決算日	毎年2月18日（休業日の場合は翌営業日。）

(3) 【運用体制】

①ファンドの運用体制



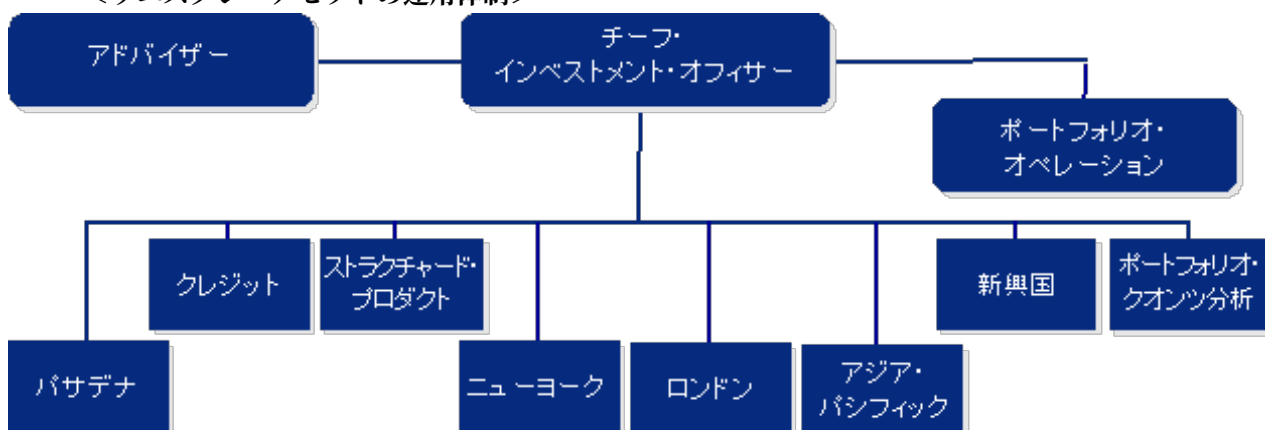
(注) () は平成21年4月末現在の各部署に属する人数（管理本部は、上記業務に従事する人数）を示します。

- 運用部は、当ファンドの運用方針に基づき、投資対象ファンドの組入れに関する方針を決定し、トレーディング部に投資信託証券の取得または換金に関する指示を行います。
- 運用の意思決定の監督は、東京運用委員会があたります。東京運用委員会は、投資責任者、ポートフォリオ・マネージャー及びファンドの運用に関係する各部門の責任者で構成され、議事内容は取締役会に報告されます。東京運用委員会は、月次で開催され、有価証券市場の状況認識・市場の方向性の予測、各ファンドの運用成績の点検、各ファンドの運用方針が適切に策定されているかの確認等を行います。
- 上記の運用については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」にしたがって業務が遂行されます。

(参考) LM・米国短期投資適格債マザーファンドの投資顧問会社の運用体制

LM・米国短期投資適格債マザーファンドの運用は、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーに委託します。投資顧問会社では、信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

<ウエスタン・アセットの運用体制>



上記は、ウエスタン・アセットのグループ全体の運用体制を示したものです。

(注) ファンドの運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

②委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、財務内容、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について議論されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

原則として、毎決算時（原則として毎月8日、休業日の場合は翌営業日。）に、分配方針に基づき分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
- b. 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- d. 自動けいぞく投資コースを選択した受益者の分配金は、税金を差引いた後、原則として「自動けいぞく投資約款」に基づいて全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合があります。

②収益の分配方式

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(イ) 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費（消費税及び地方税に相当する金額（以下「消費税等相当額」または「税」ということがあります。）を含みます。）、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ロ) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- b. みなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

- ① 投資信託証券及び短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。（信託約款 運用の基本方針）
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。（信託約款 運用の基本方針）
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得（販売会社または運用会社が一時取得する場合を含みます。）されることが規定されている投資信託証券の投資割合には制限を設けません。（信託約款 運用の基本方針及び第20条）
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。（信託約款 運用の基本方針）
- ⑤ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款 第21条）
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑥ 資金の借入れ（信託約款 第28条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑦受託会社による資金の立替え（信託約款 第30条）

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c. 上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつと別にこれを定めます。

3【投資リスク】

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に外貨建ての債券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、実質組入債券の値動き及び為替相場の変動等により、上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、実質組入債券の発行者の経営・財務内容の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。当ファンドの収益や投資利回り等は未確定であり、当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスク及び留意点は下記のとおりです。

①為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、ファンドが保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

②金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元金支払いの不履行または遅延）、有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

④カントリーリスク（新興国に投資するリスク）

一般的に、新興国の有価証券市場は、先進国の市場と比較して市場規模が小さく、相対的に流動性の低い市場が含まれます。また、法制度・会計基準等が先進国と異なる場合や、情報開示規制・決済システム等が未整備である場合があります。これらの要因により、新興国の有価証券は、先進国の有価証券と比較して、価格変動が大きくなる場合があります。また、政治・経済情勢の変化、通貨または資本規制等の投資機会に影響を与える規制が発動された場合には、当ファンドの投資目標に沿った運用が困難となる場合や基準価額が大幅に変動または下落する可能性があります。

⑤デリバティブ活用リスク

投資対象とする投資信託証券の運用において、デリバティブ（金融派生商品）を活用した場合、デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

⑥資金流出に伴う留意点

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑦収益分配に関する留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて毎決算期に委託会社が決定します。当ファンドは、毎月の収益分配を目指しますが、これにより一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではありません。なお、委託会社の判断により、決算時に収益分配を行わない場合もあります。

⑧取得申込み・換金等の制限に係る留意点

ダブリンの銀行の休業日またはニューヨークの銀行の休業日にあたる営業日には、取得申込み及び一部解約請求の受付は行いません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国において資本規制が導入された場合等）があるときは、取得申込み及び一部解約請求の受付の中止並びに既に受付けた取得申込み及び一部解約請求の受付の取消等の対応をとることがあります。

⑨その他の留意点

当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

（注）投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。

■リスク管理体制

運用分析部は、ファンドのポートフォリオが各種投資制限にしたがった状況となっているのかモニタリングを行い、投資制限の違反または違反のおそれのある場合には、コンプライアンス部に報告します。報告を受けたコンプライアンス部では、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携する等して問題解消に向けた措置をとります。また、運用分析部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用部及び関連部署並びに投資顧問会社にフィードバックします。

（注）リスク管理体制等は、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.675%（税抜3.50%）を上限として販売会社毎に定められております。

お申込手数料（1万口当たり、消費税等相当額を含みます。）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社毎に定められた手数料率を乗じて得た額です。詳細については、販売会社にお問合せください。販売会社は、以下の照会先までお問合せください。

（注）自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

（注）お申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【換金（解約）手数料】

ご換金には手数料はかかりません。また、信託財産留保額は徴収いたしません。

(3)【信託報酬等】

①当ファンドの信託報酬の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.575%（税抜1.50%）を乗じて得た額とします。当該信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分は、以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
0.7665%（税抜0.73%）	0.7665%（税抜0.73%）	0.0420%（税抜0.04%）

②ウエスタン・アセット・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド（米ドル）の運用管理報酬に相当する金額は、委託会社が当ファンドから受取る信託報酬から支払われます。マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

③LM・米国短期投資適格債マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支弁しますので、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

(4)【その他の手数料等】

①当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費は以下の通りです。

a. 信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律及び税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、投資信託説明書（目論見書）、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出及び交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務費用を含みます。）

b. 有価証券等の売買の際に発生する費用^{*}

^{*} 投資対象ファンドの取得・換金については、通常、取引費用はかかりませんが、一度に大量の取得または換金の申込みがあった場合、取引コストを補いファンド資産を保護するため、投資顧問会社の判断により取得額または換金額の2%を上限とする額が投資対象ファンドのファンド資産に留保される場合があります。

c. 外貨建資産の保管等に要する費用

d. 借入金の利息

e. 信託財産に関する租税

f. 受託会社の立替えた立替金の利息

②上記①のa.の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額の合計額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。また、マザーファンドに関連して生じた信託事務等に要する諸費用のうち、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して発生したと認める費用については、当ファンドの諸費用とみなして当ファンドから支弁されることがあります。

③上記①のb.からf.までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含みます。）は、発生のつど、毎計算期末または信託終了のときに、実際に発生した金額が信託財産中から支弁されます。

- ④投資対象ファンドにおいて発生した上記①の費用またはこれらに類する費用については、投資対象ファンドから当該費用が支払われるため、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。

（注）投資対象ファンドにおいて、管理事務、保管受託等の報酬（純資産総額に対して最大年率0.075%）がファンドから支弁されます。

- ⑤上記に掲げる各費用については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、費用毎の金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を表示することはできません。

（注）当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。課税上の取扱いの内容は、今後、税制改正等により変更となる場合がありますので、ご留意ください。また、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署にご確認ください。

①個人の受益者に対する課税

a. 収益分配時、一部解約時及び償還時の課税

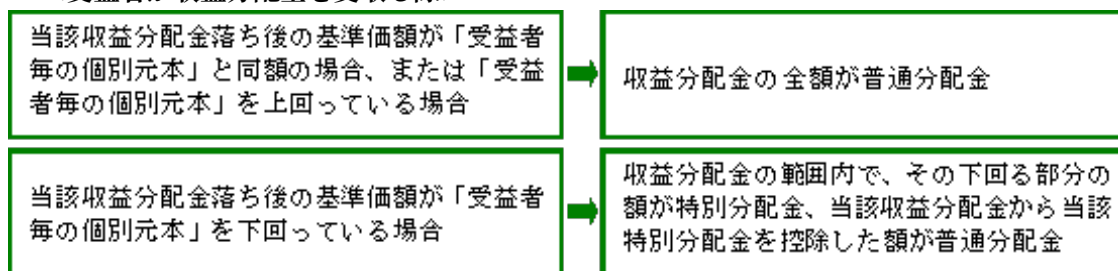
収益分配時	・収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金^{*1}について、次の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 平成23年12月31日まで 10%（所得税7%、地方税3%） 平成24年1月1日以降 20%（所得税15%、地方税5%） ・受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約時 償還時	・一部解約または償還による譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した額）が上場株式等の譲渡所得等として課税対象となり、同じ年に他の上場株式等の譲渡損益がある場合は合算した金額について、申告分離課税が適用されます。なお、適用される税率は次の通りです。 平成23年12月31日まで 10%（所得税7%、地方税3%） 平成24年1月1日以降 20%（所得税15%、地方税5%） ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細については、販売会社にお問合せください。

*1 普通分配金と特別分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本^{*2}から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜受益者が収益分配金を受取る際＞



*2 個別元本について

個別元本は、受益者毎の買付時の基準価額（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除

した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

b. 損益通算及び繰越控除

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、確定申告を行うことにより、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、以下同じ）から控除することができます。また、その年に控除しきれない損失については、確定申告を行うことにより、翌年以降3年間にわたり、株式等に係る譲渡益及び上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。

c. 配当控除制度の適用の有無について

配当控除の適用はありません。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（平成24年1月1日以降は15%）の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。益金不算入制度は適用されません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

LM・現地通貨建てエマージング債券ファンド

平成21年4月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アイルランド	1,131,993,449	98.94
親投資信託受益証券	日本	4,905,656	0.43
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		7,262,399	0.63
合計（純資産総額）		1,144,161,504	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考情報>

LM・米国短期投資適格債マザーファンド

平成21年4月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	1,945,361,271	8.00
特殊債券	アメリカ	14,987,764,455	61.65
社債券	アメリカ	7,055,380,686	29.02
	ルクセンブルグ	292,742,319	1.20
	小計	7,348,123,005	30.22
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		30,559,549	0.13
合計（純資産総額）		24,311,808,280	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

LM・現地通貨建てエマージング債券ファンド

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

平成21年4月末現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	アイルランド	投資証券	ウエスタン・アセット・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド（米ドル）クラスJ	14,304,884	78,797.21	1,127,185,076	79,133.35	1,131,993,449	98.94
2	日本	親投資信託受益証券	LM・米国短期投資適格債マザーファンド	5,589,855	0.8925	4,988,945	0.8776	4,905,656	0.43

（注1）平成21年4月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成21年4月末現在

種類	投資比率（%）
投資証券	98.94
親投資信託受益証券	0.43
合計	99.37

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考情報>

LM・米国短期投資適格債マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 上位30銘柄

平成21年4月末現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	社債 券	FHLB DISCOUNT NT	13,900,000.00	9,747.32 1,354,877,691	9,747.32 1,354,877,691	—	2010/1/6	5.57
2	アメリカ	特殊 債券	FREDDIE MAC	11,000,000.00	10,743.86 1,181,825,052	10,730.38 1,180,342,432	6.000000	2011/6/15	4.86
3	アメリカ	国債 証券	T-NOTE INFLATION INDEX	9,180,000.00	9,610.79 983,509,904	9,709.24 998,007,606	0.875000	2010/4/15	4.11
4	アメリカ	国債 証券	T-NOTE INFLATION INDEX	8,745,000.00	10,165.20 930,921,951	10,298.98 947,353,665	2.375000	2017/1/15	3.90
5	アメリカ	社債 券	FHLB DISCOUNT NT	6,900,000.00	9,734.10 671,653,406	9,734.10 671,653,406	—	2009/11/18	2.76
6	アメリカ	特殊 債券	FNMA 30YR MAY FWD	6,500,000.00	10,056.06 653,644,021	10,071.34 654,637,100	5.000000	2039/5/1	2.69
7	アメリカ	特殊 債券	FREDDIE MAC	5,470,000.00	9,742.40 532,909,721	9,862.03 539,453,491	2.125000	2012/3/23	2.22
8	アメリカ	特殊 債券	FNMA FRN	5,000,000.00	9,784.20 489,210,451	9,812.32 490,616,039	1.166880	2010/2/12	2.02
9	アメリカ	社債 券	ALABAMA POWER CO FRN	4,900,000.00	9,610.99 470,938,596	9,768.61 478,661,982	1.438750	2009/8/25	1.97
10	アメリカ	社債 券	SLM CORP FRN	4,625,000.00	9,435.76 436,404,362	9,520.81 440,337,795	1.231880	2009/7/27	1.81
11	アメリカ	社債 券	GOLDMAN SACHS GROUP FRN	4,400,000.00	9,812.02 431,729,207	9,863.19 433,980,611	1.491250	2011/11/9	1.79
12	アメリカ	社債 券	GENERAL ELEC CAP CORP	4,400,000.00	9,817.92 431,988,637	9,862.87 433,966,440	2.200000	2012/6/8	1.79
13	アメリカ	特殊 債券	FREDDIE MAC	3,440,000.00	10,291.36 354,022,856	10,307.16 354,566,313	3.875000	2011/6/29	1.46
14	アメリカ	社債 券	HSBC FINANCE CORP FRN	4,800,000.00	7,953.04 381,746,398	7,303.95 350,589,642	1.670000	2012/9/14	1.44
15	アメリカ	特殊 債券	WAMU 2003-S6 2A8	3,273,556.33	9,629.37 315,222,994	9,395.75 307,575,380	0.837500	2018/7/25	1.27
16	アメリカ	社債 券	GOLDMAN SACHS GROUP FRN	3,000,000.00	9,171.80 275,154,202	9,483.00 284,490,152	1.531880	2010/6/28	1.17
17	アメリカ	特殊 債券	SLMA 2003-4 A4	2,793,813.99	9,696.84 270,911,744	9,714.22 271,397,380	1.540000	2018/9/17	1.12
18	アメリカ	社債 券	FNMA DISCOUNT NT	2,700,000.00	9,769.03 263,763,904	9,769.03 263,763,904	—	2009/7/14	1.08
19	アメリカ	社債 券	JP MORGAN CHASE	2,560,000.00	10,017.85 256,457,071	10,197.23 261,049,132	6.750000	2011/2/1	1.07
20	アメリカ	特殊 債券	FHLMC	2,570,000.00	10,012.67 257,325,670	10,061.26 258,574,384	2.750000	2011/4/11	1.06
21	アメリカ	特殊 債券	SLMA 2005-10 A3	2,665,096.46	9,681.19 258,013,259	9,683.75 258,081,456	1.141880	2016/10/25	1.06
22	アメリカ	社債 券	GOLDMAN SACHS GROUP INC	2,460,000.00	10,001.81 246,044,733	10,220.45 251,423,285	6.875000	2011/1/15	1.03
23	アメリカ	社債 券	WELLS FARGO & CO	2,460,000.00	9,909.31 243,769,236	9,951.94 244,817,834	4.875000	2011/1/12	1.01
24	アメリカ	特殊 債券	CHAIT 2007-A14-A14	2,500,000.00	9,701.60 242,540,234	9,750.23 243,755,835	0.701250	2011/9/15	1.00

25	アメリカ	特殊 債券	CHAIT 2008-A7 A7	2,500,000.00	9,701.60 242,540,234	9,672.09 241,802,386	1.101250	2011/11/15	0.99
26	アメリカ	社債 券	BANK OF AMERICA CORP	2,460,000.00	8,861.31 217,988,287	9,760.15 240,099,696	7.400000	2011/1/15	0.99
27	アメリカ	社債 券	MORGAN STANLEY	2,460,000.00	9,644.04 237,243,418	9,741.08 239,630,766	5.050000	2011/1/21	0.99
28	アメリカ	社債 券	CITIGROUP INC	2,460,000.00	9,404.18 231,343,001	9,571.59 235,461,266	6.500000	2011/1/18	0.97
29	アメリカ	特殊 債券	FNMA ARM #803501	2,368,321.88	10,092.85 239,031,212	9,901.59 234,501,533	4.501000	2034/10/1	0.96
30	アメリカ	特殊 債券	BOAMS 2005-A 2A1	3,597,312.44	7,247.45 260,713,549	6,376.57 229,385,291	4.443294	2035/2/25	0.94

(注1) 変動利付債券は平成21年4月末現在の利率です。

(注2) 平成21年4月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注3) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成21年4月末現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	8.00
特殊債券	61.65
社債券	30.22
合計	99.87

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期間末	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	基準価額 (円) (分配落)	基準価額 (円) (分配付)
第1特定期間 (平成20年 9月 8日)	1,367,319,285	1,392,134,141	10,185	10,425
第2特定期間 (平成21年 3月 9日)	1,036,665,266	1,107,950,226	6,971	7,451
平成20年 4月末	347,559,136	—	10,330	—
5月末	445,372,279	—	10,443	—
6月末	653,791,057	—	10,481	—
7月末	1,020,837,465	—	10,871	—
8月末	1,346,427,413	—	10,631	—
9月末	1,431,787,182	—	9,631	—
10月末	1,139,085,360	—	7,726	—
11月末	1,089,070,636	—	7,367	—
12月末	1,103,346,252	—	7,432	—
平成21年 1月末	1,053,985,672	—	7,083	—
2月末	1,067,532,144	—	7,180	—
3月末	1,109,021,266	—	7,447	—
4月末	1,144,161,504	—	7,622	—

(注1) 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

(注2) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

② 【分配の推移】

期間	分配金 (円)
第1特定期間 (自 平成20年 3月27日 至 平成20年 9月 8日)	240
第2特定期間 (自 平成20年 9月 9日 至 平成21年 3月 9日)	480

(注) 分配金は、各特定期間中の各計算期間末に支払われた分配金（1万口当たり）の合計金額を記載しております。

③【収益率の推移】

期間		収益率（％）
第1特定期間	（自 平成20年 3月27日 至 平成20年 9月 8日）	4.25
第2特定期間	（自 平成20年 9月 9日 至 平成21年 3月 9日）	△26.84

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年3月27日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1)当ファンドの取得のお申込みは、販売会社の本・支店、営業所等で受付けます。販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

＜販売会社の照会先＞

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

（注）販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

(2)取得のお申込みの受付は、継続申込期間中の受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

*1 ダブリンの銀行の休業日またはニューヨークの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得のお申込みは受け付けできません。ただし、収益分配金を再投資する場合を除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

*2 原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに取得のお申込みが行われ、かつ当該申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからのお申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

（注）委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、当ファンドの取得のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得のお申込みの受付を取消することができます。

（注）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(3)当ファンドには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。

取得のお申込みを行うご投資家は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。また、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、積立方式による取得のお申込みを取扱う場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

①一般コース（収益分配時に分配金を受取るコースです。）

販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込口数をご指定ください。お支払いいただく金額は、指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。

（注）販売会社によっては、金額を指定する方法により申込受付を行う場合があります。

②自動けいぞく投資コース（収益分配時に分配金を再投資するコースです。）

販売会社が定めた金額以上の指定金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。）

自動けいぞく投資コースを選択するご投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款^{*}に基づく契約を

締結していただきます。

販売会社によっては、販売会社と定期引出契約^{*}を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

- (4) お申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問合せください。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。
- (5) お申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係るお申込価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。
- (6) 申込手数料がかかります。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る当ファンドのお申込みには、当該申込手数料はかかりません。申込手数料につきましては、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問合せください。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 当ファンドのご換金のお申込みは、販売会社で受け付けます。

- (2) 一部解約請求の受付は、受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

^{*1} ダブリンの銀行の休業日またはニューヨークの銀行の休業日にあたる日です。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

^{*2} 原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

- (注) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、下記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

- (注) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。

- (注) 一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- (3) 一部解約の単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記「1 申込（販売）手続等」記載の照会先までお問合せください。

- (4) 一部解約の価額は、一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額です。

- (5) 一部解約に手数料はかかりません。

- (6) 一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①資産の評価方法

受益権1口当たりの基準価額は、信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

a.投資信託証券 原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

b.マザーファンド受益証券 原則として、計算日におけるマザーファンド受益証券の基準価額で評価します。

c.外貨建資産 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

②追加信託金の計算について

a.追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

b.収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

③基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のインターネットのホームページ等のご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載（略称：現エマ債）されます。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

④運用報告書等

委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎（毎年3月及び9月の計算期末を基準とします。）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって6ヵ月毎（毎年3月及び9月の計算期末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成20年3月27日から、原則として、無期限です。ただし、下記(5)の①のa.、②のa.、③のa.並びに⑤のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

①原則として、毎月9日から翌月の8日までとします。ただし、第1計算期間は、平成20年3月27日から平成20年7月8日までとします。

②上記①にかかわらず、上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①信託契約の解約（繰上償還）

a.委託会社は、信託期間中において、当ファンドの信託財産の純資産総額が30億円を下回ったとき、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定する当ファンドの信託契約の解約の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記⑥の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託者の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、当ファンドの信託約款は本⑥に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限りま
- す。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託約款に係る知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑦反対者の買取請求権

繰上償還または上記⑥に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において繰上償還または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続に関する事項は、繰上償還または重大な信託約款の変更等の手続を行うにあたり受益者に発せられる書面に付記されます。

⑧公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

⑨関係法人との契約の更改に関する手続

- a. 受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。
- c. 投資顧問会社との投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、「LM・米国短期投資適格債マザーファンド」の信託終了日までです。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部変更または当契約を解約することができます。

⑩他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称及び住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

⑪信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

2【受益者の権利等】

①収益分配金の請求権

- a. 受益者は、当ファンドに係る収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。
- c. 上記b.にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込に無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されま

す。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。

d. 収益分配金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

e. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

②償還金の請求権

a. 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

b. 償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

c. 償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

d. 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③換金（解約）請求権

a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が別に定める単位をもって一部解約請求を行う権利を有します。

b. 一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払われます。

c. 一部解約金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

④信託契約の解約及び信託約款の重要な内容の変更に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。

⑤異議申立を行った受益者の買取請求権

上記④に基づき書面決議において繰上償還または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑥帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年3月27日から平成20年9月8日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成されており、当特定期間（平成20年9月9日から平成21年3月9日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年3月27日から平成20年9月8日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当特定期間（平成20年9月9日から平成21年3月9日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

なお、信託約款第31条により、第1期計算期間は平成20年3月27日から平成20年7月8日まで、第2期計算期間は平成20年7月9日から平成20年8月8日まで、第3期計算期間は平成20年8月9日から平成20年9月8日までとし、第1期計算期間から第3期計算期間までをあわせて前特定期間として報告しております。

- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年3月27日から平成20年9月8日まで）及び当特定期間（平成20年9月9日から平成21年3月9日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

LM・現地通貨建てエマージング債券ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成20年9月8日現在)	当期 (平成21年3月9日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	14,703,185	67,241,549
コール・ローン	70,150,030	1,521,150
投資証券	1,313,344,832	962,321,968
親投資信託受益証券	5,811,772	4,879,384
派生商品評価勘定	93,888	167,860
未収入金	—	13,736,799
未収配当金	5,449,543	—
未収利息	861	2
流動資産合計	1,409,554,111	1,049,868,712
資産合計	1,409,554,111	1,049,868,712
負債の部		
流動負債		
未払金	19,530,000	—
未払収益分配金	10,739,755	11,897,224
未払解約金	10,246,183	—
未払受託者報酬	45,236	33,699
未払委託者報酬	1,651,050	1,230,045
その他未払費用	22,602	42,478
流動負債合計	42,234,826	13,203,446
負債合計	42,234,826	13,203,446
純資産の部		
元本等		
元本	1,342,469,398	1,487,153,030
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	24,849,887	△450,487,764
（分配準備積立金）	46,285,274	13,334,405
純資産合計	1,367,319,285	1,036,665,266
負債純資産合計	1,409,554,111	1,049,868,712

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成20年3月27日 至 平成20年9月 8日)	当期 (自 平成20年9月9日 至 平成21年3月9日)
営業収益		
受取配当金	20,054,306	47,602,145
受取利息	97,385	59,896
有価証券売買等損益	△64,997,166	△303,574,516
為替差損益	32,550,722	△137,635,021
営業収益合計	△12,294,753	△393,547,496
営業費用		
受託者報酬	124,974	239,067
委託者報酬	4,561,358	8,725,828
その他費用	90,194	300,262
営業費用合計	4,776,526	9,265,157
営業損失（△）	△17,071,279	△402,812,653
経常損失（△）	△17,071,279	△402,812,653
当期純損失（△）	△17,071,279	△402,812,653
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△500,157	△3,066,372
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	24,849,887
剰余金増加額又は欠損金減少額	67,132,947	8,422,020
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	8,422,020
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	67,132,947	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	897,082	12,728,430
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	897,082	433,210
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	12,295,220
分配金	24,814,856	71,284,960
期末剰余金又は期末欠損金（△）	24,849,887	△450,487,764

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成20年3月27日 至 平成20年9月8日)	当期 (自 平成20年9月9日 至 平成21年3月9日)
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	(1)投資証券 移動平均法に基づき、投資証券の基準価額で 評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券 の基準価額で評価しております。	(1)投資証券 同左 (2)親投資信託受益証券 同左
2. デリバティ ブ等の評価 基準及び評 価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国にお ける特定期間末日の対顧客先物売買相場の 仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費 用の計上基 準	受取配当金 受取配当金は、投資証券の収益分配金を、原 則として収益分配金落の売買が行われる日 において、当該収益分配金額として計上し ております。	受取配当金 同左
4. その他財務 諸表作成の ための基本 となる重要 な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計 算規則」（平成12年総理府令第133号）第60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額を もって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時 において、当該外国通貨に加えて、外貨建資 産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定 の前日の外貨建純資産額に対する当該売却 外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売 却時の外国為替相場等で円換算し、前日の 外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金 勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資 勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺し た差額を為替差損益とする計理処理を採用 しております。	(1)外貨建取引等の処理基準 同左 (2)特定期間末日の取扱い 平成21年3月8日が休日のため、当特定期間 末日は平成21年3月9日としております。こ のため、当特定期間は182日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 (平成20年9月8日現在)	当期 (平成21年3月9日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数	1,342,469,398口	1,487,153,030口
2. 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、そ の差額は、450,487,764円で あります。
3. 特定期間の末日における1単位当たりの 純資産の額		
一口当たり純資産額	1.0185円	0.6971円
(一万口当たり純資産額)	(10,185円)	(6,971円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 (自 平成20年3月27日 至 平成20年9月 8日)	当期 (自 平成20年9月9日 至 平成21年3月9日)
分配金の計算過程	(平成20年3月27日から 平成20年7月 8日まで の計算期間)	(平成20年 9月9日から 平成20年10月8日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	9,376,354円	5,534,829円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	5,137,282円	—円
収益調整金額	20,940,579円	30,392,194円
分配準備積立金額	—円	45,429,874円
当ファンドの分配対象収益額	35,454,215円	81,356,897円
当ファンドの期末残存口数	706,135,557口	1,502,282,098口
1万口当たり収益分配対象額	502.07円	541.54円
1万口当たり分配金額	80.00円	80.00円
収益分配金金額	5,649,084円	12,018,256円
	(平成20年7月9日から 平成20年8月8日まで の計算期間)	(平成20年10月 9日から 平成20年11月10日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	4,089,463円	5,116,446円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	49,166,058円	—円
収益調整金額	47,508,101円	30,051,266円
分配準備積立金額	8,864,552円	38,014,587円
当ファンドの分配対象収益額	109,628,174円	73,182,299円
当ファンドの期末残存口数	1,053,252,132口	1,474,686,873口
1万口当たり収益分配対象額	1,040.84円	496.26円
1万口当たり分配金額	80.00円	80.00円
収益分配金金額	8,426,017円	11,797,494円
	(平成20年8月9日から 平成20年9月8日まで の計算期間)	(平成20年11月11日から 平成20年12月 8日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	3,732,449円	4,482,973円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	21,437,474円	30,006,354円
分配準備積立金額	53,292,580円	31,134,075円
当ファンドの分配対象収益額	78,462,503円	65,623,402円
当ファンドの期末残存口数	1,342,469,398口	1,468,816,230口
1万口当たり収益分配対象額	584.45円	446.76円
1万口当たり分配金額	80.00円	80.00円
収益分配金金額	10,739,755円	11,750,529円
		(平成20年12月9日から 平成21年 1月8日まで の計算期間)

費用控除後の配当等収益額	5,584,613円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円
収益調整金額	30,756,252円
分配準備積立金額	23,866,519円
当ファンドの分配対象収益額	60,207,384円
当ファンドの期末残存口数	1,488,876,453口
1万口当たり収益分配対象額	404.37円
1万口当たり分配金額	80.00円
収益分配金金額	11,911,011円
(平成21年1月9日から平成21年2月9日までの計算期間)	
費用控除後の配当等収益額	14,213,900円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円
収益調整金額	30,808,896円
分配準備積立金額	17,498,469円
当ファンドの分配対象収益額	62,521,265円
当ファンドの期末残存口数	1,488,805,787口
1万口当たり収益分配対象額	419.93円
1万口当たり分配金額	80.00円
収益分配金金額	11,910,446円
(平成21年2月10日から平成21年3月9日までの計算期間)	
費用控除後の配当等収益額	5,460,865円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円
収益調整金額	30,784,991円
分配準備積立金額	19,770,764円
当ファンドの分配対象収益額	56,016,620円
当ファンドの期末残存口数	1,487,153,030口
1万口当たり収益分配対象額	376.65円
1万口当たり分配金額	80.00円
収益分配金金額	11,897,224円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成20年3月27日 至 平成20年9月 8日)	当期 (自 平成20年9月9日 至 平成21年3月9日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	前期 (自 平成20年3月27日 至 平成20年9月 8日)	当期 (自 平成20年9月9日 至 平成21年3月9日)
期首元本額	92,310,435円	1,342,469,398円
期中追加設定元本額	1,260,008,221円	223,051,194円
期中解約元本額	9,849,258円	78,367,562円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 (平成20年9月8日現在)		当期 (平成21年3月9日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	1,313,344,832	△74,562,608	962,321,968	△65,286,091
親投資信託受益証券	5,811,772	△41,589	4,879,384	253,779
合計	1,319,156,604	△74,604,197	967,201,352	△65,032,312

3 デリバティブ取引関係

I 取引の状況に関する事項

項目	前期 (自 平成20年3月27日 至 平成20年9月 8日)	当期 (自 平成20年9月9日 至 平成21年3月9日)
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、通貨関連の為替予約取引であります。	同左
2.取引に対する取組方針と利用目的	当ファンドは、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。	同左
3.取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
4.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。	同左
5.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	前期（平成20年9月8日現在）				当期（平成21年3月9日現在）			
		契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 売建 米ドル 買建 米ドル	—	—	—	—	13,903,260	—	13,735,400	167,860
		45,794,952	—	45,888,840	93,888	—	—	—	—
合計		45,794,952	—	45,888,840	93,888	13,903,260	—	13,735,400	167,860

（注）時価の算定方法

為替予約取引について

1. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

次表の通りです。

通貨	種類	銘柄	総口数(口)	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券 投資証券	LM・米国短期投資適格債マザーファンド	5,589,855	4,879,384	
日本円計				4,879,384	
米ドル		ウェスタン・アセット・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド（米ドル） クラスJ	13,406.606	9,807,602.61	
米ドル計 (邦貨換算額)				9,807,602.61 (962,321,968)	
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)				967,201,352 (962,321,968)	

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

通貨関連

「(3)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「II 取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

<参考情報>

当ファンドは「ウエスタン・アセット・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド（米ドル）クラスJ」投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて同ファンドの投資証券であります。

また、当ファンドは「LM・米国短期投資適格債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

1. 「ウエスタン・アセット・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(米ドル) クラスJ」の状況

ウエスタン・アセット・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(米ドル) クラスJの初回決算日は平成21年2月末のため、当ファンドの財務諸表作成時点では決算情報を掲載することができませんので、参考情報として平成21年3月5日現在の有価証券明細表を掲載いたします。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

有価証券明細表（平成21年3月5日現在）

通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
ブラジルレアル	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F 10% 2012/1/1	6,792,000.00	6,537,346.72	
ブラジルレアル計 (米ドル換算額)		6,792,000.00	6,537,346.72	
			(2,732,147.83)	
コロンビアペソ	COLOMBIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 12% 2015/10/22	237,000,000.00	269,186,968.01	
コロンビアペソ計 (米ドル換算額)		237,000,000.00	269,186,968.01	
			(104,766.47)	
チェココルナ	CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 4.6% 2018/8/18	4,800,000.00	4,609,219.05	
チェココルナ計 (米ドル換算額)		4,800,000.00	4,609,219.05	
			(206,651.59)	
エジプトボンド	ARAB REPUBLIC OF EGYPT 8.75% 2012/7/18	1,000,000.00	864,999.94	
	EGYPT TREASURY BILLS 0% 2009/5/26	1,125,000.00	1,099,259.99	
	EGYPT TREASURY BILLS 0% 2009/6/9	575,000.00	559,561.22	
	EGYPT TREASURY BILLS 0% 2009/6/23	887,000.00	859,618.27	
	EGYPT TREASURY BILLS 0% 2009/3/17	575,000.00	573,769.49	
	EGYPT TREASURY BILLS 0% 2009/3/31	575,000.00	571,101.45	
	EGYPT TREASURY BILLS 0% 2009/5/12	825,000.00	809,621.95	
	EGYPT TREASURY BILLS 0% 2009/3/24	525,000.00	510,830.24	
	EGYPT TREASURY BILLS 0% 2009/4/21	650,000.00	639,697.48	
エジプトボンド計 (米ドル換算額)		6,737,000.00	6,488,460.03	
			(1,151,150.55)	
ハンガリーフォリ ント	HUNGARY GOVERNMENT BOND 5.5% 2014/2/12	69,500,000.00	51,687,774.73	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND 6.75% 2017/2/24	56,000,000.00	41,353,758.52	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND 6% 2012/10/24	171,650,000.00	136,357,728.83	
ハンガリーフォリ ント計 (米ドル換算額)		297,150,000.00	229,399,262.08	
			(910,016.61)	
インドネシアルピ ア	INDONESIA TREASURY BOND 11% 2014/10/15	1,000,000,000.00	912,713,938.80	
	INDONESIA TREASURY BOND 12% 2011/9/15	6,010,000,000.00	5,972,792,090.00	

インドネシアルピア計 (米ドル換算額)		7,010,000,000.00	6,885,506,028.80	
			(572,837.44)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 9% 2012/12/20	2,014,200.00	2,081,877.10	
	MEXICAN BONOS 8% 2015/12/17	13,905,800.00	13,476,666.94	
メキシコペソ計 (米ドル換算額)		15,920,000.00	15,558,544.04	
			(1,010,085.18)	
マレーシアリングット	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 5.094% 2014/4/30	1,093,000.00	1,157,733.99	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.24% 2018/2/7	3,106,000.00	3,142,948.97	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.461% 2013/7/31	2,420,000.00	2,397,029.33	
マレーシアリングット計 (米ドル換算額)		6,619,000.00	6,697,712.29	
			(1,796,837.64)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND 5.75% 2022/9/23	650,000.00	610,604.13	
	POLAND GOVERNMENT BOND 5.25% 2013/4/25	4,169,000.00	4,063,345.02	
ポーランドズロチ計 (米ドル換算額)		4,819,000.00	4,673,949.15	
			(1,237,542.14)	
タイバーツ	THAILAND GOVERNMENT BOND 4.25% 2013/3/13	29,700,000.00	31,709,798.99	
タイバーツ計 (米ドル換算額)		29,700,000.00	31,709,798.99	
			(875,356.77)	
トルコリラ	TURKEY GOVERNMENT BOND 14% 2011/1/19	1,815,000.00	1,761,457.49	
	TURKEY GOVERNMENT BOND 16% 2012/3/7	1,570,000.00	1,534,674.98	
	TURKEY GOVERNMENT BOND 14% 2012/9/26	245,000.00	225,399.98	
トルコリラ計 (米ドル換算額)		3,630,000.00	3,521,532.45	
			(1,969,261.83)	
米ドル	FEDERAL HOME LOAN BANK DISCOUNT NOTES 0% 2009/5/20	100,000.00	99,947.90	
	FREDDIE MAC DISCOUNT NOTES 0% 2009/5/5	700,000.00	699,708.10	
	FANNIE MAE DISCOUNT NOTES 0% 2009/5/5	700,000.00	699,708.10	
米ドル計		1,500,000.00	1,499,364.10	
合計(米ドル換算額)			(14,066,018.15)	

2. 「LM・米国短期投資適格債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・米国短期投資適格債マザーファンドの計算期間はLM・現地通貨建てエマージング債券ファンドの計算期間とは異なり、毎年2月19日から翌年2月18日までであります。

1 財務諸表

LM・米国短期投資適格債マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位：円)

	(平成20年9月8日現在)	(平成21年3月9日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	35,126,631	2,424,308
コール・ローン	89,270,189	44,709,284
国債証券	2,889,055,901	1,877,310,235
特殊債券	21,925,553,854	15,645,160,889
社債券	5,750,796,438	8,130,309,851
未収入金	1,141,675,726	750,113,029
未収利息	127,540,194	75,664,439
前払費用	9,988,011	21,856,284
流動資産合計	31,969,006,944	26,547,548,319
資産合計	31,969,006,944	26,547,548,319
負債の部		
流動負債		
未払金	704,470,156	1,864,292,265
未払解約金	42,907,157	28,464,050
流動負債合計	747,377,313	1,892,756,315
負債合計	747,377,313	1,892,756,315
純資産の部		
元本等		
元本	30,028,680,511	28,244,363,777
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,192,949,120	△3,589,571,773
純資産合計	31,221,629,631	24,654,792,004
負債純資産合計	31,969,006,944	26,547,548,319

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成20年3月27日 至 平成20年9月8日)	(自 平成20年9月9日 至 平成21年3月9日)
1.有価証券の 評価基準及 び評価方法	国債証券・特殊債券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日まで は個別法）に基づき、法令及び社団法人 投資信託協会規則に従い、時価評価してお ります。	国債証券・特殊債券・社債券 同左
2.デリバティ ブ等の評価 基準及び評 価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国にお ける貸借対照表作成日の対顧客先物売買相 場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3.その他財務 諸表作成の ための基本 となる重要 な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計 算規則」（平成12年総理府令第133号）第60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額を もって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時 において、当該外国通貨に加えて、外貨建資 産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定 の前日の外貨建純資産額に対する当該売却 外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売 却時の外国為替相場等で円換算し、前日の 外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金 勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資 勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺し た差額を為替差損益とする計理処理を採用 しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年9月8日現在)	(平成21年3月9日現在)
1.本報告書における開示対象ファンドの 期末における当該ファンドの受益権の 総数	30,028,680,511口	28,244,363,777口
2.元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は、3,589,571,773円であ ります。
3.本報告書における開示対象ファンドの 期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.0397円 (10,397円)	0.8729円 (8,729円)

(その他の注記)

1 元本の移動等

項目	(自 平成20年3月27日 至 平成20年9月 8日)	(自 平成20年9月9日 至 平成21年3月9日)
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	31,858,511,036円	30,028,680,511円
同期中における追加設定元本額	143,180,942円	217,267,358円
同期中における解約元本額	1,973,011,467円	2,001,584,092円
元本の内訳		
LM・米国短期債ファンドVA (適格機関投資家専用)	8,520,885,014円	8,194,513,218円
LM・米ドル毎月分配型ファンド	21,502,205,642円	20,044,260,704円
LM・現地通貨建てエマージング債券ファンド	5,589,855円	5,589,855円
計	30,028,680,511円	28,244,363,777円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	(平成20年9月8日現在)		(平成21年3月9日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	2,889,055,901	5,543,281	1,877,310,235	△43,778,470
特殊債券	21,925,553,854	△1,773,186,742	15,645,160,889	△286,168,631
社債券	5,750,796,438	△44,276,363	8,130,309,851	△64,004,770
合計	30,565,406,193	△1,811,919,824	25,652,780,975	△393,951,871

3 デリバティブ取引関係

I 取引の状況に関する事項

項目	(自 平成20年3月27日 至 平成20年9月 8日)	(自 平成20年9月9日 至 平成21年3月9日)
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、通貨関連の為替予約取引であります。	同左
2.取引に対する取組方針と利用目的	当ファンドは、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。	同左
3.取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
4.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。	同左
5.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

次表の通りです。

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	T-NOTE INFLATION INDEX	9,180,000.00	10,055,628.90	
		T-NOTE INFLATION INDEX	8,745,000.00	9,077,170.08	
	計		17,925,000.00	19,132,798.98	
	(邦貨換算額)			(1,877,310,235)	
	特殊債券	ABSHE 2001-HE3 A1	739,414.37	586,520.92	
		AHM 2006-2 1A1	924,030.60	890,840.06	
		AMSI 2003-8 AV2	57,589.24	20,798.53	
		AMSI 2004 R8 A5	16,742.92	16,375.13	
		ARC 2002-BC1 A	556,589.46	434,787.98	
		ARC 2002-BC6 A2	111,381.82	65,141.07	
		BAFC 2006-D 1A1	2,050,633.95	912,121.57	
		BALTA 2004-11 1A2	634,683.92	96,281.55	
		BLX 2001-2A A	359,809.76	153,007.98	
		BLX 2002-1A A	965,038.93	700,536.33	
		BLX 2003-AA A	1,147,771.78	426,305.85	
		BOAMS 2003-B 2A2	700,366.62	538,961.94	
		BOAMS 2003-F 1A1	88,976.01	66,849.43	
		BOAMS 2005-A 2A1	3,744,071.10	2,431,616.17	
		BSABS 2003-1 A1	1,551,766.68	1,096,523.49	
		BSABS 2003-AC5 A3	1,892,966.40	1,537,196.23	
		BSABS 2003-SD3 A	1,568,991.75	1,334,494.63	
		BSABS 2005-2 A3	195,364.05	179,777.69	
		BSABS 2006-SD2 A2	1,863,088.34	1,461,073.37	
		BSARM 2004-12 1A1	1,046,790.92	664,544.10	
		BSARM 2005-6 1A1	1,668,762.06	801,406.12	
		BSMF 2006-AR5 1A2	3,516,035.27	825,923.01	
		CBAC 06-1 A	2,423,908.50	1,160,894.42	
		CHAIT 2007-A14-A14	2,500,000.00	2,478,555.25	
		CHAIT 2008-A7 A7	2,500,000.00	2,464,100.00	
		CMLTI 2007-SHL1 A1	2,705,830.88	964,896.76	
		CWHL 2001-HYB1 1A1	362,230.83	362,885.59	
		CWHL 2002-26 A4	502,502.24	460,367.87	
		CWHL 2003-37 2A1	1,301,064.32	884,416.29	
		DMSI 2004-4 7AR2	2,273,983.14	1,628,247.87	
		FHAMS 05-AA12 1A1	1,018,918.85	503,775.58	
		FHASI 2005-AR2 1A1	810,633.12	441,378.47	
		FHLMC	1,600,000.00	1,689,477.20	
		FHLMC	3,570,000.00	3,658,131.69	
		FHLMC #555464	910,967.36	1,036,713.21	
		FHLMC ARM #780923	616,245.91	625,840.77	
		FHLMC ARM #846573	487,602.42	494,323.49	
		FHLMC ARM #846689	1,142,135.38	1,154,083.54	
		FHLMC ARM #846733	259,612.61	263,909.40	
		FHLMC ARM #846778	403,783.28	410,896.14	
		FHLMC ARM #846786	974,400.30	980,742.82	
		FHLMC ARM #846899	1,001,726.33	999,797.22	
		FHLMC ARM #972125	1,012,591.28	1,007,701.21	
		FHR 2579 WF	883,030.68	879,880.82	
		FNGT 2004-T3 2A	2,161,652.57	2,131,196.61	
		FNMA #492857	32,939.80	35,433.90	
		FNMA #492858	20,270.98	21,769.98	
		FNMA #70923	23,096.39	25,336.13	
		FNMA 30YR APR FWD	6,500,000.00	6,638,125.00	
		FNMA 30YR APR FWD	400,000.00	416,624.80	

FNMA ARM #316233	230,471.86	231,561.00
FNMA ARM #323186	442,163.16	438,637.92
FNMA ARM #323521	401,214.05	401,508.84
FNMA ARM #545024	123,705.32	125,015.63
FNMA ARM #545115	71,827.07	72,147.46
FNMA ARM #556435	407,657.23	409,774.71
FNMA ARM #675351	73,107.98	73,365.14
FNMA ARM #696061	890,023.12	899,682.25
FNMA ARM #708340	565,021.25	569,885.12
FNMA ARM #709423	1,492,517.65	1,527,634.85
FNMA ARM #722711	1,043,881.07	1,053,053.46
FNMA ARM #734328	1,809,902.38	1,822,585.65
FNMA ARM #794794	1,325,724.88	1,350,171.40
FNMA ARM #803501	2,472,244.83	2,546,376.67
FNMA FRN	5,000,000.00	5,004,350.00
FNR 2003-124 F	1,376,716.10	1,340,852.23
FNR 2005-86 FC	2,089,891.75	2,050,293.10
FNW 2003-W6 6A	2,174,931.30	2,205,738.33
FNW 2003-W8 3F1	1,712,523.06	1,626,550.12
FREDDIE MAC	11,000,000.00	12,062,006.00
FREDDIE MAC	3,440,000.00	3,614,587.31
FREDDIE MAC	5,470,000.00	5,464,054.11
GMACM 2004-VF1 A1	1,761,107.76	871,227.62
GNMA ARM #80283	253,092.00	256,973.66
GNMA ARM #80593	583,447.57	591,759.66
GNMA ARM #80602	342,909.02	347,780.86
GNMA ARM #80636	257,648.45	257,542.20
GNMA ARM #81200	1,597,835.47	1,618,543.89
GNMA ARM #8874	251,904.10	256,182.73
GPMF 2005-AR4 G41B	1,580,092.55	691,045.41
GSR 2004-11 1A1	634,793.13	433,600.33
GSRPM 2006-1 A1	2,086,334.46	1,167,399.88
GTMH 2008-MH1 A1	1,570,549.99	1,382,600.43
HAROT 2006-3 A3	1,267,351.00	1,274,781.09
HVMLT 2004-11 3A3	1,936,444.90	803,412.20
HVMLT 2004-2 2A1	1,321,919.80	1,001,007.37
HVMLT 2007-7 2A1A	1,760,000.55	595,885.67
IMM 2003-11 1M2	93,821.95	56,216.96
IMM 2003-8 1A2	350,114.78	284,055.05
IMM 2004-5 1A1	1,036,009.12	565,827.98
IXIS 2005-HE3 A4	740,939.19	680,565.98
JPMMT 2005-A2 1A1	2,250,091.01	1,460,576.60
LBART 2005-A A4	587,069.97	558,247.35
LSSC 2005-1 A1	819,361.34	537,267.43
LXS 2005-2 2A1A	232,550.92	225,973.40
LXS 2006-GP3 3A1A	1,909,673.30	1,489,407.78
MALT 2003-7 7A1	2,572,104.62	1,980,582.80
MARM 2003-6 5A1	183,495.15	103,158.64
MARM 2006-0A1 1A1	1,863,719.90	668,985.24
MLCC 2003-A 2A2	500,962.15	336,033.53
MLMI 2003-A6 1A	180,025.65	159,487.85
OOMLT 2002-3 A2	122,963.97	77,204.74
OOMLT 2003-1 A2	468,261.43	287,391.61
RAAC 2006-RP3 A	2,302,371.63	1,744,603.45
RAAC 2006-RP4 A	2,854,819.21	1,869,295.65
RAMC 2003-1 A	662,579.37	426,018.59
RAMC 2003-3 A	1,655,836.95	943,614.61
RAST 2003-A11 A2	600,921.04	484,920.08
RAST 2004-A4 A2	284,152.33	283,103.01
RFMSI 2003-S10 A2	1,445,654.02	1,293,066.39
SACO 2005-2 A	107,707.75	35,960.38
SAIL 2003-BC1 A2	1,143,920.44	712,948.87
SAMI 2003-AR2 A1	811,260.67	510,488.53
SAMI 2005-AR7 1A1	1,737,023.67	1,222,969.80

	SAMI 2006-AR6 1A3	3,468,721.33	1,087,849.28
	SAMI 2007-AR4 A1	1,106,336.81	881,360.12
	SARM 2004-1 2A	89,326.17	64,190.38
	SARM 2004-17 A1	546,501.34	331,389.28
	SARM 2004-7 A1	477,326.70	242,370.93
	SASC 1998-3 M1	840,754.10	720,795.89
	SASC 1998-8 M1	1,677,274.09	1,403,885.29
	SASC 2001-15A 5A1	355,825.53	282,275.39
	SASC 2002-11A 1A1	148,735.76	121,531.30
	SASC 2002-18A 1A1	158,653.36	156,139.13
	SASC 2002-8A 7A1	375,365.69	331,361.87
	SASC 2003-8 2A9	1,004,460.56	753,005.10
	SASC 2004-NP1 A	298,631.11	127,575.71
	SEMT 9 2A	334,218.02	243,304.50
	SLMA 2003-4 A4	3,236,402.36	3,209,643.98
	SLMA 2003-5 A4	2,151,479.89	2,102,584.34
	SLMA 2007-6 A1	2,650,547.50	2,632,817.19
	SVHE 2003-1 A	101,999.39	101,505.78
	TMST 2004-1 I-2A	213,874.31	186,144.09
	TRUMN 2005-1 A	563,653.09	337,947.13
	USAOT 2008-2 A2	1,282,649.55	1,286,905.63
	WAMMS 2002-AR1 1A1	338,636.94	255,746.20
	WAMU 2003-S4 2A9	1,322,642.07	1,087,200.93
	WAMU 2003-S6 2A8	3,431,854.77	3,380,487.11
	WAMU 2004-AR2 A	954,244.97	514,353.49
	WAMU 2005-AR11 A1A	1,442,843.26	705,722.62
	WAMU 2005-AR19 A1A1	2,091,364.12	875,517.80
	WAMU 2005-AR8 2A1A	750,738.85	314,748.98
	WAMU 2006-AR11 3A1A	1,208,679.17	373,115.31
	WFMBBS 2003-5 A4	2,567,292.30	2,387,430.88
	WFMBBS 2004-Y 1A1	1,347,272.91	1,248,712.08
	WFMBBS 2004-Z 2A2	2,544,129.72	1,899,142.46
	WMALT 2006-AR4 DA	1,408,854.47	416,644.58
	WMALT 2006-AR6 2A	1,871,977.22	624,820.07
	WMMNT 2006-A3A-A3	2,220,000.00	2,119,088.56
	ZUNI 2006-0A1 A1	2,236,545.17	2,143,809.73
計 (邦貨換算額) 社債券		198,956,172.06	159,449,254.89
			(15,645,160,889)
	ALABAMA POWER CO FRN	4,900,000.00	4,824,829.10
	AMERICAN EXPRESS BK FSB	1,490,000.00	1,531,468.93
	BANK OF AMERICA CORP	2,460,000.00	2,182,569.65
	CITIGROUP INC	2,460,000.00	2,302,386.41
	FHLB DISCOUNT NT	21,900,000.00	21,845,275.02
	FHLB DISCOUNT NT	6,900,000.00	6,861,053.29
	FNMA DISCOUNT NT	2,700,000.00	2,695,808.60
	GENERAL ELEC CAP CO FRN	4,400,000.00	4,493,394.40
	GENERAL ELEC CAP CORP	1,400,000.00	1,324,649.11
	GENERAL ELEC CAP CORP	2,150,000.00	2,202,904.51
	GENERAL ELEC CAP CORP	4,400,000.00	4,403,607.72
	GOLDMAN SACHS GROUP FRN	3,000,000.00	2,777,910.00
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	2,460,000.00	2,470,272.65
	HSBC BANK PLC	80,000.00	37,352.00
	HSBC BANK PLC	80,000.00	37,640.00
	HSBC BANK PLC FRN	1,900,000.00	869,124.77
	HSBC FINANCE CORP FRN	4,800,000.00	3,934,610.40
	JP MORGAN CHASE	2,560,000.00	2,620,747.84
	JP MORGAN CHASE BANK FRN	2,374,000.00	2,011,018.83
	MERRILL LYNCH FRN	1,450,000.00	1,439,997.90
	MORGAN STANLEY	2,460,000.00	2,389,316.20
	SLM CORP FRN	4,625,000.00	4,316,873.25
	TNK-BP FINANCE SA	2,350,000.00	2,056,250.00
	VTB CAPITAL SA FRN	830,000.00	796,800.00
	WELLS FARGO & CO	2,460,000.00	2,435,022.54

米ドル計 (邦貨換算額)	計 (邦貨換算額)		86,589,000.00	82,860,883.12	
				(8,130,309,851)	
				261,442,936.99	
				(25,652,780,975)	
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)				25,652,780,975	
				(25,652,780,975)	

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 2銘柄	7.3%	100.0%
	特殊債券 150銘柄	61.0%	
	社債券 25銘柄	31.7%	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

LM・現地通貨建てエマージング債券ファンド

平成21年4月末現在

I 資産総額	1,145,283,277円
II 負債総額	1,121,773円
III 純資産総額(I - II)	1,144,161,504円
IV 発行済口数	1,501,141,006口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.7622円
(1万口当たり純資産額)	(7,622円)

<参考情報>

LM・米国短期投資適格債マザーファンド

平成21年4月末現在

I 資産総額	25,043,042,861円
II 負債総額	731,234,581円
III 純資産総額(I - II)	24,311,808,280円
IV 発行済口数	27,703,877,924口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.8776円
(1万口当たり純資産額)	(8,776円)

第5【設定及び解約の実績】

期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	1,352,318,656	9,849,258
第2特定期間	223,051,194	78,367,562

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本文書提出日現在）

- ① 資本金の額 1,000百万円
- ② 委託会社が発行する株式総数 100,000株
- ③ 発行済株式総数 78,270株
- ④ 主な資本金の額の増減

平成20年3月30日に、資本金の額を3,913百万円から1,000百万円に減資しました。

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までにこれを発します。取締役及び監査役全員の一致の同意があるときは、招集通知を省略または招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

② 運用の意思決定機構

ファンドの運用指図は、ファンドの約款等に定められている運用の基本方針に基づき、東京運用委員会の決定する運用方針に沿って、運用部のポートフォリオ・マネジャーが行います。

東京運用委員会は、各地域の経済・政治動向等の分析をもとにファンドに係る運用方針を立案します。ポートフォリオ・マネジャーは東京運用委員会の立案した投資方針に基づいて、各ファンドの投資方針、投資制限を考慮しつつ運用計画書を作成し、ファンド毎に銘柄選定、有価証券の売買の指図を実行します。

2【事業の内容及び営業の概況】

(1) 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

(2) 平成21年4月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種 類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	34	470,242
合 計	34	470,242

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第9期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に従って作成しております。また、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
2. 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第11期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により監査及び中間監査を受けております。

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第9期 (平成19年3月31日現在)			第10期 (平成20年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)		千円	千円	%	千円	千円	%
I 流動資産							
現金及び預金			725,084			768,672	
貯蔵品			—			9,968	
前払費用			15,400			26,739	
未収委託者報酬			418,750			397,732	
未収投資顧問料			195,476			221,935	
未収入金			3,032			23,481	
その他未収収益			57,502			21,060	
流動資産合計			1,415,246	53.5		1,469,590	53.1
II 固定資産							
有形固定資産	※1		58,639	2.2		488,371	17.7
建物		15,108			327,824		
器具備品		30,404			160,099		
建設仮勘定		13,127			446		
無形固定資産	※1		758	0.0		13,722	0.5
ソフトウェア		758			13,722		
投資その他の資産			1,171,275	44.3		794,709	28.7
投資有価証券		589,177			291,860		
長期差入保証金		158,740			148,588		
預託金		26,000			25,000		
長期性預金		299,112			280,532		
前払年金費用		98,244			48,728		
固定資産合計			1,230,674	46.5		1,296,803	46.9
資 産 合 計			2,645,921	100.0		2,766,394	100.0

区 分	注記 番号	第9期 (平成19年3月31日現在)			第10期 (平成20年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)		千円	千円	%	千円	千円	%
I 流動負債	※2						
未払金			241,353			197,330	
未払手数料		177,029			163,331		
未払消費税等		64,323			33,999		
未払費用			774,156			771,682	
未払法人税等			14,273			1,667	
前受金			16,864			13,800	
預り金			28,664			12,228	
賞与引当金			54,627			211,040	
流動負債合計			1,129,939	42.7		1,207,749	43.6
II 固定負債							
退職給付引当金			139,566			120,986	
役員退職慰労引当金			184,247			191,308	
固定負債合計			323,814	12.2		312,294	11.3
負債合計			1,453,754	54.9		1,520,043	54.9
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			3,913,500			1,000,000	
2. 資本剰余金							
(1)資本準備金		3,693,500			226,405		
資本剰余金合計			3,693,500			226,405	
3. 利益剰余金							
(1)利益準備金		1,658			-		
(2)その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△6,382,252			19,944		
利益剰余金合計			△6,380,594			19,944	
株主資本合計			1,226,405			1,246,350	
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金			△37,271			-	
2. 繰延ヘッジ損益			3,032			-	
評価・換算差額等合計			△34,238			-	
純資産合計			1,192,167	45.1		1,246,350	45.1
負債・純資産合計			2,645,921	100.0		2,766,394	100.0

(2) 【損益計算書】

区 分			注記 番号	第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
				内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
経 常 損 益 の 部	営 業 損 益 の 部	I 営業収益	※1	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬		5,635,310		6,700,313			
		投資顧問料		594,607		599,999			
		その他営業収益		104,602		127,872			
		営業収益計		6,334,520	100.0	7,428,185	100.0		
		II 営業費用							
		支払手数料		2,552,607		2,978,026			
		広告宣伝費		61,385		69,695			
		公告費		3,976		2,408			
		調査費		1,688,396		1,989,938			
		調査費		43,080		66,913			
		委託調査費		1,644,127		1,921,715			
		図書費		1,188		1,309			
		委託計算費		85,880		86,319			
		営業雑経費		144,663		171,567			
		通信費		35,104		52,125			
		印刷費		104,114		114,036			
		協会費		5,309		5,206			
		諸会費		135		199			
		営業費用計		4,536,910	71.6	5,297,955	71.3		
		III 一般管理費							
		給料		986,761		1,116,704			
		役員報酬		109,990		140,465			
		給料・手当		709,799		753,696			
		賞与		3,625		-			
		賞与引当金繰入額		159,777		210,612			
	退職金	3,568		11,929					
	交際費	6,966		8,636					
	寄付金	98		-					
	旅費交通費	31,746		40,095					
	租税公課	24,943		11,910					
	不動産賃借料	124,606		211,751					
	退職給付費用	101,488		116,539					
	役員退職慰労引当金繰入	34,162		7,060					
	固定資産減価償却費	34,048		57,898					
	諸経費	293,759		329,644					
	一般管理費計	1,638,580	25.9	1,900,241	25.6				
営業利益				159,029	2.5		229,988	3.1	
営 業 外 損 益 の 部	IV 営業外収益	※2							
			受取利息	298		482			
			受取配当金	623		825			
			為替差益	-		37,078			
	その他		33		2,187				
	営業外収益計		955	0.0	40,574	0.5			
	V 営業外費用								
	為替差損		26,012		-				
投資有価証券売却損	-		41,888						
その他	1,823		-						
営業外費用計				27,836	0.4		41,888	0.5	
経常利益				132,148	2.1		228,674	3.1	
特 別 損 益 の 部	VI 特別利益	※4							
			過年度費用負担調整益	16,522		-			
	特別利益計		16,522	0.3	-				
	VII 特別損失								
	固定資産除却損		4,440		4,202				
	投資有価証券評価損		-		183,531				
事務所移転費用	-		18,706						
特別損失計				4,440	△ 0.1		206,440	△ 2.8	
税引前当期純利益				144,230	2.3		22,234	0.3	
法人税等			※2		3,800	0.1		2,290	0.0
当期純利益				140,430	2.2		19,944	0.3	

(3) 【株主資本等変動計算書】

第9期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

項 目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成18年3月31日残高 (千円)	3,913,500	3,693,500	1,658	△6,522,682	1,085,975
事業年度中の変動額					
当期純利益				140,430	140,430
株主資本以外の項目の事業年度中の変 動額（純額）					
事業年度中の変動額合計 (千円)				140,430	140,430
平成19年3月31日残高 (千円)	3,913,500	3,693,500	1,658	△6,382,252	1,226,405

項 目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高 (千円)	-	-	-	1,085,975
事業年度中の変動額				
当期純利益				140,430
株主資本以外の項目の事業年度中の変 動額（純額）	△37,271	3,032	△34,238	△34,238
事業年度中の変動額合計 (千円)	△37,271	3,032	△34,238	106,192
平成19年3月31日残高 (千円)	△37,271	3,032	△34,238	1,192,167

第10期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

項 目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成19年3月31日残高 (千円)	3,913,500	3,693,500	1,658	△6,382,252	1,226,405
事業年度中の変動額					
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の 取り崩しによる繰越欠損金の補填	△2,913,500	△3,467,094	△1,658	6,382,252	-
当期純利益				19,944	19,944
株主資本以外の項目の事業年度中の変 動額（純額）					
事業年度中の変動額合計 (千円)	△2,913,500	△3,467,094	△1,658	6,402,196	19,944
平成20年3月31日残高 (千円)	1,000,000	226,405	-	19,944	1,246,350

項 目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高 (千円)	△37,271	3,032	△34,238	1,192,167
事業年度中の変動額				
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の 取り崩しによる繰越欠損金の補填				-
当期純利益				19,944
株主資本以外の項目の事業年度中の変 動額（純額）	37,271	△3,032	34,238	34,238
事業年度中の変動額合計 (千円)	37,271	△3,032	34,238	54,183
平成20年3月31日残高 (千円)	-	-	-	1,246,350

重要な会計方針

項 目	第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	其他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理） 時価のないもの 移動平均法による原価法	其他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 為替予約取引 時価法	デリバティブ 為替予約取引 同 左
3.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 8年～15年 器具備品 4～8年 (2)無形固定資産 定額法によっております。 ただしソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年～18年 器具備品 4～8年 (2)無形固定資産 同 左
4.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額のうち当期末までの期間に係る部分の金額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とする方法）により計算しております。また、適格退職年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	(1)賞与引当金 同 左 (2)退職給付引当金 同 左 (3)役員退職慰労引当金 同 左
5.リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
6.ヘッジ会計の方法	(1)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約 ヘッジ対象－外貨建其他有価証券 (3)ヘッジ方針 外貨建其他有価証券の為替リスクを回避する目的で為替予約を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。	—
7.その他財務諸表作成のための重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。	(1)消費税等の会計処理 同 左

会計処理の変更

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。 なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は1,192,167千円であります。	—

—	(固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより、前事業年度と同一の方法による場合と比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ3,065千円減少しております。
---	---

追加情報

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。なお、当社は、当事業年度より、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、上記会計基準及び適用指針に準じた方法により会計処理をしております。	—

注記事項

(貸借対照表関係)

第9期 (平成19年3月31日現在)	第10期 (平成20年3月31日現在)
※1 固定資産の減価償却累計額 建物 18,577千円 器具備品 32,402千円 ソフトウェア 7,663千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 1,037千円	※1 固定資産の減価償却累計額 建物 13,252千円 器具備品 21,227千円 ソフトウェア 1,303千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 724千円

(損益計算書関係)

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 500,000千円以内 監査役 年額 300,000千円以内 ※2 法人税等は住民税であります。 ※3 関係会社との取引 諸経費 1,037千円 ※4 固定資産除却損は、器具備品4,440千円であります。	※1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 500,000千円以内 監査役 年額 300,000千円以内 ※2 法人税等は住民税であります。 ※3 関係会社との取引 諸経費 3,060千円 ※4 固定資産除却損は、器具備品4,202千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
発行済株式に関する事項	発行済株式に関する事項
株式の種類	株式の種類
前事業年度末 株式数(株)	前事業年度末 株式数(株)
当事業年度 増加 株式数(株)	当事業年度 増加 株式数(株)
当事業年度 減少 株式数(株)	当事業年度 減少 株式数(株)
当事業年度末 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	普通株式
78,270	78,270
—	—
—	—
78,270	78,270

(リース取引関係)

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。	同 左

(有価証券関係)

第9期 (平成19年3月31日現在)	第10期 (平成20年3月31日現在)
-----------------------	------------------------

1. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円) (1) 貸借対照表価額が取得原価を超えないもの ① 投資信託受益証券 <table> <tr> <td>取得原価</td> <td>610,000</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額</td> <td>572,729</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>37,271</td> </tr> </table> 2. 時価評価されていない有価証券 (単位：千円) (1) その他有価証券 ① 非上場株式（店頭売買株式を除く） <table> <tr> <td>貸借対照表計上額</td> <td>16,448</td> </tr> </table> (注) 上記の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。	取得原価	610,000	貸借対照表計上額	572,729	差額	37,271	貸借対照表計上額	16,448	1. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円) (1) 貸借対照表価額が取得原価を超えないもの ① 投資信託受益証券 <table> <tr> <td>取得原価</td> <td>458,942</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額</td> <td>275,411</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>183,531</td> </tr> </table> (注) 上記の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。 当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損183,531千円を計上しております。 なお、減損処理は、時価が取得価額の30%以上下落し、1年以内に回復の可能性が無い場合に行っております。 (単位：千円) 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 <table> <tr> <td>売却額</td> <td>109,169</td> </tr> <tr> <td>売却益の合計額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>売却損の合計額</td> <td>41,888</td> </tr> </table> 3. 時価評価されていない有価証券 (単位：千円) (1) その他有価証券 ① 非上場株式（店頭売買株式を除く） <table> <tr> <td>貸借対照表計上額</td> <td>16,448</td> </tr> </table> (注) 上記の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。	取得原価	458,942	貸借対照表計上額	275,411	差額	183,531	売却額	109,169	売却益の合計額	-	売却損の合計額	41,888	貸借対照表計上額	16,448
取得原価	610,000																						
貸借対照表計上額	572,729																						
差額	37,271																						
貸借対照表計上額	16,448																						
取得原価	458,942																						
貸借対照表計上額	275,411																						
差額	183,531																						
売却額	109,169																						
売却益の合計額	-																						
売却損の合計額	41,888																						
貸借対照表計上額	16,448																						

(デリバティブ取引関係)

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																										
1.取引の状況に関する事項 ①取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 ②取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 ③取引の利用目的 当社の為替予約取引は、外貨建その他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。なお、為替予約取引を利用してヘッジ会計を行っております。ヘッジ会計の方法は、重要な会計方針に記載の通りであります。 ④取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。 ⑤取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。 2.取引の時価等に関する事項 当社のデリバティブ取引は、全てヘッジ会計が適用されているため、省略しております。	1.取引の状況に関する事項 ①取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 ②取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 ③取引の利用目的 当社の為替予約取引は、外貨建その他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 ④取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。 ⑤取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。 ⑥取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 2.取引の時価等に関する事項 <table><tr><th colspan="4">通貨関連</th><th colspan="2">(単位：千円)</th></tr><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">種 類</th><th colspan="2">契 約 額 等</th><th rowspan="2">時 価</th><th rowspan="2">評 価 損 益</th></tr><tr><th></th><th>うち1年超</th></tr><tr><td>市場取引以外の取引</td><td>為替予約取引 売建 米ドル</td><td>321,000</td><td>-</td><td>297,518</td><td>23,481</td></tr><tr><td></td><td>合 計</td><td>321,000</td><td>-</td><td>297,518</td><td>23,481</td></tr></table> (注) 1.時価の算定方法 期末の時価は先物相場を使用しております。	通貨関連				(単位：千円)		区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益		うち1年超	市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	321,000	-	297,518	23,481		合 計	321,000	-	297,518	23,481
通貨関連				(単位：千円)																							
区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益																						
			うち1年超																								
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	321,000	-	297,518	23,481																						
	合 計	321,000	-	297,518	23,481																						

(退職給付関係)

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																
1.採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度と適格退職年金制度を併用しております。 2.退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>① 退職給付債務</td><td>379,260千円</td></tr> <tr> <td>② 年金資産</td><td>337,938千円</td></tr> <tr> <td>③ 未積立退職給付債務</td><td>41,322千円</td></tr> <tr> <td>④ 前払年金費用</td><td>98,244千円</td></tr> <tr> <td>⑤ 退職給付引当金</td><td>139,566千円</td></tr> </table> 3.退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>① 退職給付費用</td><td>101,488千円</td></tr> </table> 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>① 割引率</td><td>1.3 %</td></tr> <tr> <td>② 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。</td><td></td></tr> </table>	① 退職給付債務	379,260千円	② 年金資産	337,938千円	③ 未積立退職給付債務	41,322千円	④ 前払年金費用	98,244千円	⑤ 退職給付引当金	139,566千円	① 退職給付費用	101,488千円	① 割引率	1.3 %	② 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。		1.採用している退職給付制度の概要 同左 2.退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>① 退職給付債務</td><td>355,245千円</td></tr> <tr> <td>② 年金資産</td><td>282,987千円</td></tr> <tr> <td>③ 未積立退職給付債務</td><td>72,258千円</td></tr> <tr> <td>④ 前払年金費用</td><td>48,728千円</td></tr> <tr> <td>⑤ 退職給付引当金</td><td>120,986千円</td></tr> </table> 3.退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>① 退職給付費用</td><td>116,539千円</td></tr> </table> 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>① 割引率</td><td>1.3 %</td></tr> <tr> <td>② 同左</td><td></td></tr> </table>	① 退職給付債務	355,245千円	② 年金資産	282,987千円	③ 未積立退職給付債務	72,258千円	④ 前払年金費用	48,728千円	⑤ 退職給付引当金	120,986千円	① 退職給付費用	116,539千円	① 割引率	1.3 %	② 同左	
① 退職給付債務	379,260千円																																
② 年金資産	337,938千円																																
③ 未積立退職給付債務	41,322千円																																
④ 前払年金費用	98,244千円																																
⑤ 退職給付引当金	139,566千円																																
① 退職給付費用	101,488千円																																
① 割引率	1.3 %																																
② 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。																																	
① 退職給付債務	355,245千円																																
② 年金資産	282,987千円																																
③ 未積立退職給付債務	72,258千円																																
④ 前払年金費用	48,728千円																																
⑤ 退職給付引当金	120,986千円																																
① 退職給付費用	116,539千円																																
① 割引率	1.3 %																																
② 同左																																	

(ストック・オプション等関係)

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 1,037千円 2.ストック・オプション等の内容 当社は、当事業年度より、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 3,060千円 2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。

(税効果会計関係)

第9期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
繰延税金資産の発生的主要原因別内訳		繰延税金資産の発生的主要原因別内訳	
	千円		千円
繰延税金資産		繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,319,072	税務上の繰越欠損金	1,129,981
賞与引当金	22,233	賞与引当金	85,893
役員退職慰労引当金	74,989	役員退職慰労引当金	77,862
退職給付引当金	56,804	退職給付引当金	49,241
未払費用	47,373	未払費用	62,966
有価証券評価損	34,005	有価証券評価損	108,702
前払年金費用認容	△39,985	前払年金費用認容	△19,832
繰延税金資産小計	<u>1,514,491</u>	繰延税金資産小計	<u>1,494,814</u>
評価性引当額	<u>△1,514,491</u>	評価性引当額	<u>△1,494,814</u>
繰延税金資産合計	<u><u>—</u></u>	繰延税金資産合計	<u><u>—</u></u>

(関連当事者との取引)

第9期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	レグ・メイソン・インク	米国メリーランド州	百万米ドル 13	持株会社	被所有 直接 100%	2人	—	諸経費の支払 (注1)	千円 1,037	未払費用	千円 1,037

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	—	—	投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 8,994	その他未収収益	千円 8,943
								投資顧問報酬の支払 (注1)	401,050	未払費用	144,194
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国カリフォルニア州	米ドル 500	金融業	—	—	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 241,179	未払費用	千円 242,958
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアメルボルン	百万豪ドル 1.5	金融業	—	—	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 217,402	未払費用	千円 109,180
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント(株)	東京都千代田区	億円 10	金融業	—	—	投資顧問契約	長期差入保証金の差入	千円 72,745	長期差入保証金	千円 72,745
								投資顧問報酬の支払 (注1)	133,329	未払費用	26,342
親会社の子会社	レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万SGドル 27	金融業	—	—	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 2,936	未払費用	千円 1,437
親会社の子会社	レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	—	—	投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 16,732	その他未収収益	千円 8,070
								投資顧問報酬の支払 (注1)	298,505	未払費用	97,562
親会社の子会社	レグ・メイソン・インベストメンツ・(ヨーロッパ)リミテッド	英国ロンドン市	百万英ポンド 8	金融業	—	—	サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 39,981	その他未収収益	千円 40,488

親会社の子会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州	-	金融業	—	—	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 3,360	未払費用	千円 2,054
親会社の子会社	レグ・メイソン・キャピタル・マネジメント・インク	米国 メリーランド州	千米ドル 1	金融業	—	—	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 391	未払費用	千円 391
親会社の子会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチューセッツ州	米ドル 1	金融業	—	—	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 129,072	未払費用	千円 45,925
親会社の子会社	レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州	-	サービス業	—	—	—	調査費・諸経費の支払	千円 14,335	未払費用	千円 8,294
親会社の子会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア メルボルン	百万豪ドル 5.3	金融業	—	—	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 160,208	—	千円 —
親会社の子会社	レグ・メイソン・インベストメンツ・(ルクセンブルグ) エス・エイ	ルクセンブルグ	万米ドル 97	金融業	—	—	サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 38,894	—	—
親会社の子会社	ソロモン・ブラザーズ・アセット・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	—	金融業	—	—	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 12,131	—	—
親会社の子会社	レグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク	米国 メリーランド州	—	サービス業	—	—	—	備品購入	千円 3,299	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 投資顧問報酬の支払は、国内投信及び国内年金に対する支払で、料率は各投信、各年金毎に個別に決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。

(注3) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	レグ・メイソン・インク	米国メリーランド州	百万米ドル 13	持株会社	被所有直接 100%	—	—	諸経費の支払 (注1)	千円 3,060	未払費用	千円 724

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 13	金融業	—	—	投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 6,485	その他未収収益	千円 1,509
								投資顧問報酬の支払 (注1)	653,410	未払費用	156,688
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国カリフォルニア州	米ドル 500	金融業	—	—	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 327,280	未払費用	千円 72,937
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアメルボルン	百万豪ドル 1.5	金融業	—	—	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 394,868	未払費用	千円 98,734
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都千代田区	億円 10	金融業	—	—	投資顧問契約	長期差入保証金の差入	千円 72,745	長期差入保証金	千円 145,490
								投資顧問報酬・諸経費の支払 (注1)	62,757	未払費用	12,581
親会社の子会社	レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万SGドル 27	金融業	—	—	投資顧問契約	投資顧問報酬・諸経費の支払 (注1)	千円 25,610	未払費用	千円 21,213
親会社の子会社	レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	—	—	投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 29,251	その他未収収益	千円 7,870
								投資顧問報酬の支払 (注1)	155,914	未払費用	38,217
親会社の子会社	レグ・メイソン・インベストメンツ（ヨーロッパ）リミテッド	英国ロンドン市	百万英ポンド 8	金融業	—	—	サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 92,135	その他未収収益	千円 11,680

親会社の子会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州	-	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注1）	千円 11,422	未払費用	千円 3,063
親会社の子会社	レッグ・メイソン・キャピタル・マネジメント・インク	米国 メリーランド州	千米ドル 1	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注1）	千円 3,653	未払費用	千円 653
親会社の子会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチューセッツ州	米ドル 1	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注1）	千円 195,009	未払費用	千円 43,943
親会社の子会社	レッグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州	-	サービス業	-	-	-	調査費・諸経費の支払	千円 37,323	未払費用	千円 12,901
親会社の子会社	レッグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク	米国 メリーランド州	米ドル 1	サービス業	-	-	サービス契約	諸経費の支払	千円 116,163	未払費用	千円 116,163
親会社の子会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州	-	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注1）	千円 36,235	未払費用	千円 14,014

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）投資顧問報酬の支払は、国内投信及び国内年金に対する支払で、料率は各投信、各年金毎に個別に決定しております。

（注2）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。

（注3）取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

（1株当たり情報）

第9期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）		第10期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	
1株当たり純資産額	15,231円47銭	1株当たり純資産額	15,923円73銭
1株当たり当期純利益	1,794円18銭	1株当たり当期純利益	254円82銭
（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	140,430千円	当期純利益	19,944千円
普通株式に帰属しない金額	0	普通株式に帰属しない金額	0
普通株式に係る当期純利益	140,430千円	普通株式に係る当期純利益	19,944千円
期中平均株式数	78千株	期中平均株式数	78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第9期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第10期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第11期中間会計期間末 (平成20年9月30日)
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金		530,239
未収委託者報酬		343,342
未収運用受託報酬		286,126
未収入金		9,340
前払費用		24,590
その他未収収益		23,458
流 動 資 産 計		1,217,098
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	331,855
器具備品	※1	149,502
有形固定資産計		481,358
無形固定資産		
ソフトウェア		13,830
無形固定資産計		13,830
投資その他の資産		
投資有価証券		222,739
長期差入保証金		148,588
長期性預金		360,705
前払年金費用		117,568
投資その他の資産計		849,602
固 定 資 産 計		1,344,791
資 産 合 計		2,561,889

(単位：千円)

	第11期中間会計期間末 (平成20年9月30日)
負債の部	
流動負債	
未払手数料	148,423
未払消費税等	30,073
未払法人税等	6,900
前受金	14,948
賞与引当金	95,025
未払費用	※2 614,513
預り金	13,567
流動負債計	923,452
固定負債	
退職給付引当金	203,857
役員退職慰労引当金	247,082
固定負債計	450,940
負債合計	1,374,392
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	226,405
資本剰余金計	226,405
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	23,047
利益剰余金計	23,047
株主資本計	1,249,453
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△61,957
評価・換算差額等計	△61,957
純資産合計	1,187,496
負債・純資産合計	2,561,889

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第11期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	2,951,767
運用受託報酬	377,030
その他営業収益	50,438
営業収益計	3,379,236
営業費用	2,429,130
一般管理費	※1 ※2 903,487
営業利益	46,618
営業外収益	
受取利息	375
受取配当金	707
営業外収益計	1,083
営業外費用	
為替差損	35,535
営業外費用計	35,535
経常利益	12,166
特別損失	
投資有価証券評価損	7,163
特別損失計	7,163
税引前中間純利益	5,003
法人税、住民税及び事業税	1,900
法人税等合計	1,900
中間純利益	3,103

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第11期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	226,405
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	226,405
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	19,944
当中間期変動額	
中間純利益	3,103
当中間期変動額合計	3,103
当中間期末残高	23,047
株主資本合計	
前期末残高	1,246,350
当中間期変動額	
中間純利益	3,103
当中間期変動額合計	3,103
当中間期末残高	1,249,453
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	-
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△61,957
当中間期変動額合計	△61,957
当中間期末残高	△61,957

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平 成 20 年 4 月 1 日 至 平 成 20 年 9 月 30 日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 (2) デリバティブ 為替予約取引 時価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 12～18年 器具備品 4～8年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とする方法）により計算しております。また、適格退職年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース取引開始日が適用初年度の開始前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の期間費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平 成 20 年 4 月 1 日 至 平 成 20 年 9 月 30 日)
(リース取引に関する会計基準等) 当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度の開始前のリース取引については、改正前のリース取引に関する会計基準等に従って処理しております。

表示方法の変更

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平 成 20 年 4 月 1 日 至 平 成 20 年 9 月 30 日)

(中間貸借対照表)

前中間会計期間において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間より「未収運用受託報酬」として計上しております。

(中間損益計算書)

前中間会計期間において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間より「運用受託報酬」として計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 11 期 中 間 会 計 期 間 末 平成20年9月30日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	23,663千円
器具備品	35,837千円
※2 関係会社に対する資産及び負債	
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	
未払費用	1,311千円

(中間損益計算書関係)

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平 成 20 年 4 月 1 日 至 平 成 20 年 9 月 30 日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	25,020千円
無形固定資産	1,649千円
※2 関係会社との取引	
一般管理費	2,097千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平 成 20 年 4 月 1 日 至 平 成 20 年 9 月 30 日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	前事業年度末(株)	当中間会計期間増加(株)	当中間会計期間減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	78,270	-	-	78,270

(リース取引関係)

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平 成 20 年 4 月 1 日 至 平 成 20 年 9 月 30 日)	
中間財務諸表等規則第5条の3により記載を省略しております。	

（有価証券関係）

第 11 期 中 間 会 計 期 間 末 平成20年9月30日 現在	
1. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)	
(1)貸借対照表価額が取得原価を超えないもの	
①投資信託受益証券	
取得原価	275,411
中間貸借対照表計上額	213,454
差額	61,957
2. 時価評価されていない有価証券 (単位：千円)	
区分	中間貸借対照表計上額
(1)その他有価証券	
①非上場株式（店頭売買株式を除く）	
中間貸借対照表計上額	9,285
(注) 表中の中間貸借対照表計上額は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損7,163千円を計上しております。	

（デリバティブ取引関係）

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)					
1.取引の状況に関する事項					
①取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。					
②取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。					
③取引の利用目的 当社の為替予約取引は、外貨建その他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。					
④取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。					
⑤取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。					
⑥取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。					
2.取引の時価等に関する事項					
通貨関連 (単位：千円)					
区 分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	270,487	-	261,147	9,340
(注) 1.時価の算定方法 中間期末の時価は先物相場を使用しております。					

（ストック・オプション等関係）

第 11 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)	
1.ストック・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名 一般管理費 2,097千円	
2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	

（一株当たり情報）

第 11 期 中 間 会 計 期 間

（自 平成 20 年 4 月 1 日
至 平成 20 年 9 月 30 日）

1株当たり純資産額 15,171.79円
1株当たり中間純利益金額 39.64円

（注）1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	3,103千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	3,103千円
期中平均株式数	78,270株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

また、委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）

①資本金の額

平成21年4月末現在 324,279百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。なお、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(2)ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー（「投資顧問会社」）

①資本金の額

平成20年3月末現在 500米ドル（48,890円）（米ドルの円貨換算は、便宜上、平成21年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝97.78円）によります。）

②事業の内容

米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(3)株式会社京都銀行（「販売会社」）

①資本金の額

平成21年4月末現在 37,943百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業務を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

<再信託受託会社の概要>

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

①資本金の額

平成21年3月末現在 10,000百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき、信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

(2)投資顧問会社における関係業務の概要

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドが投資対象とするマザーファンドの運用指図を行います。

(3)販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

届出会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。

委託会社及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーの最終的親会社はレグ・メイソン・インクであります。

第3【参考情報】

当特定期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

平成20年10月15日 臨時報告書

平成20年12月4日 有価証券報告書

平成20年12月4日 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年1月15日 臨時報告書

平成21年2月5日 有価証券報告書の訂正報告書

平成21年2月5日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年5月11日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村 洋季
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・現地通貨建てエマージング債券ファンドの平成20年9月9日から平成21年3月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・現地通貨建てエマージング債券ファンドの平成21年3月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 澤 口 雅 昭
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月26日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤口 雅昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年11月10日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村 洋季
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・現地通貨建てエマージング債券ファンドの平成20年3月27日から平成20年9月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・現地通貨建てエマージング債券ファンドの平成20年9月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
なお、前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 澤 口 雅 昭
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。